

## 令和3年度からの新たな総合計画は

政和クラブ

大岩 保 議員

将来の武豊町が発展し続けるための新たな第6次総合計画について確認する。

**Q** 第5次総合計画後期戦略プランの評価および成果は、第6次総合計画にどのように反映されたか。

**A** 評価として、毎年度策定する実施プログラムを進捗状況を、プランに掲げる22の「めざすべきまちの姿」に関連する施策や事業と照らし合わせて進めた。

また、平成30年度に、町民意識調査を始めとする5つのアンケートを実施し、分野別に目標とした成果指標の達成状況を把握することで、総合的な評価の取りまとめをした。

第6次総合計画には、現行計画の評価にて、成果指標が未達成の項目は、その理由や施策の在り方などを精査するとともに、達成された項目も、更なる発展を目指し「すべての町民の幸せ」につながる新たな施策方

針として反映した。

**Q** 新たな計画に住民意向をどのように反映させたか。

**A** 策定にあたっては、町民意識調査など5つのアンケートおよび各分野に関連する団体ヒアリング、小学校区単位の地区別懇談会、一般公募の町民と町職員による協働のまちづくり会議などを開催し、多くの町民の意見を伺った。各般にわたる意見を総合的に検討し、町の抱える課題の整理や施策方針に反映した。



▲まちづくり会議の様子

**Q** 総合計画とSDGsの関連付けは。

**A** SDGsの基本理念は、総合計画に掲げる目標などの方向性と通じるため、SDGsが目指す17の目標を、自治体行政の果たし得る役割と置き換え、武豊町版のSDGsとして整理した。施策方針を、SDGsの目標にあてはめたことで、総合計画の推進がSDGs達成に向けた取り組みに繋がると考えている。

**Q** 新たに重点施策を設定した目的は。

**A** 総合計画に掲げる各施策が、横断的な視点で捉えることができるよう「定住」「子ども」「元氣」をキーワードに、重点施策方針を整理した。これを、職員や住民などが共有し、一体となって取り組むことが、まちの将来像に繋がると考えている。

**Q** 第6次総合計画の目指す武豊町の将来像は。

**A** 町長 基本構想に9のまちづくりの目標を定め、まちの将来像を「心つながり みんなでつくる スマイルタウン」と掲げた。「心つながり」は、住民一人ひとりが互いを認め合い支え合う「人がつながるまち」、「みんなが活躍するまち」、「みんなが活躍するまち」など、様々な主体がみんな主役となって、ともにつくり上げる「協働のまち」、「スマイルタウン」は、笑顔の絶えない「しあわせのまち」という思いを込めた。

町民の皆様と将来像を共有し、様々な「つながり」によって町民の安全・安心を育み、笑顔があふれ、幸せに年齢を積み重ねられるまちづくりを進めていきたいと考えている。



### トピックス

#### ● SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは

2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。その目標は、貧困、エネルギー、経済成長、雇用、気候変動の問題解決などの17ゴールとなっており、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を基本理念」として掲げています。

## 町玄関口の 「駅西グラウンドデザイン」は

きずな  
鈴木 一也 議員



名鉄知多武豊駅東地区の土地区画整理事業や、都市計画道路武豊港線（みゆき通り）の拡幅事業が着手されており、また、本年7月には武豊中央公園が一部開園し、すでに多くの町民に利用され、武豊町の新たな名所となってきた。

初山町長の第4期目のマニフェストにも掲げられている「駅西グラウンドデザイン」が、より現実的な検討段階に来ている。

**Q** これまでどのように検討されたか。

**A 企** 知多武豊駅周辺を

**まちづくりの方向性・将来像は**



▲駅西エリア

取り巻く様々な課題を整理し、将来を見据えたまちづくりを描くことで「安全で安心できるまち」「楽しい生活のできるまち」に繋がる施策として捉えており、これまでは、役場関係課の職員による検討会議で取りまとめた。会議では、総合計画などの整合性を確認し

「駅西エリアのゾーニング」「駅周辺の道路網」および「公共施設等の整備」の3点を検討。

「駅西エリアのゾーニング」では、駅前ロータリー・公園や広場の整備、公共施設の複合化、民間企業の誘致、公共駐車場の整備など検討。

「駅周辺の道路網」は、役場南の五差路の解消および役場北交差点から北へ向かう町道の一方通行の解除などの検討。

「公共施設等の整備」については、役場庁舎の建て替え、または移転の可能性を、他の施設との複合化も含め検討した。

### 第6次総合計画が策定中だが

**Q** 第6次総合計画における駅西グラウンドデザインの位置付けは。

**A 企** 「第6次総合計画」において、土地利用の方針として、駅周辺は、住民や来

訪者に魅力ある「都市拠点」として、中央公園周辺は、公園整備とともに、公共施設の集約を検討していく「公共交流拠点」として位置づけしている。

分野別計画では、都市環境の分野で「鉄道駅と交流拠点をつなぐ散策路の整備」や「知多武豊駅周辺交通網の再構築や公共機能の移転検討」および「知多武豊駅西側の駅前広場の整備の検討」を施策方針としている。

産業・交流の分野では「知多武豊駅周辺への店舗の立地誘導やにぎわいの創出」を掲げ、行財政の分野では「公共施設等総合管理計画に基づく計画的な公共施設の管理」を施策方針としている。

### トピックス

#### ●総合計画とは

武豊町における健康福祉、生活経済、都市基盤、教育等あらゆる分野の計画の基本となる行政運営の最上位計画で、町が目指すべき将来像、ならびにそれを実現していくための施策方針を定めた計画です。第6次武豊町総合計画は令和3年度から令和12年度を計画期間としています。

総	総務部	福	健康福祉部	建	建設部
企	企画部	経	生活経済部	教	教育部

## 老後の不安を長寿の喜びに！

公明党議員団

鳥居 美和 議員



いくつになっても自分らしく生きることができる社会。それは、本人が意思決定することが重要。

では、本人が意思表示できなくなったら、どうするのか。厚生労働省は「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」にACPを盛り込んだ。

ACPとは「意思表示ができなくなる前に、今後の医療、ケアに関する意向について、自分の『思い』を家族や医療関係者と繰り返し話し合う取り組み」のこと。

### 高齢者の終活支援の必要性

厚生労働省が普及啓発を推進しているACPについて、本町での取り組みはどのようになっているか。

**町長** 平成30年10月、福寿大医学研究センターの三浦久幸先

生をお招きし「終活」について講演会を実施した。

「終活」に多くの方から「興味がある」というご意見をいただき、町内の看護職などの医療関係者やケアマネジャーなど、介護関係者のご協力のもと「終活」を啓発するための、本町オリジナルのエンディングノートとして「わたしノート」を作成した。

**Q** 「終活」を普及させる意味でも「わたしノート」を、広く町民の方も手に取ってもらえるよう、役場窓口やホームページに記載するなどして、普及すべきと思うがどうか。

**A** 福 町のホームページと、広報誌への掲載はして行きたいと考えている。窓口への設置は検討したい。

**死亡に伴う手続きをされるご遺族の気持ちに寄り添う「お悔やみ窓口」の設置を！**

**Q** パーティションで間仕切りされた「マイナポイント設定コーナー」のような形式の「お悔やみコーナー」設置の考えはあるか。

また、税務課前にある多目的室を、死亡に伴う手続きにみえた方の対応に活用する考えはあるか。

**A** 経 「お悔やみコーナー」と明記したことで、身内のご不幸を他の人に知らせる

ことになり、かえって辛い思いをさせてしまうこともある。

そのため「お悔やみコーナー」と、明記したスペースを設置するのではなく、ご遺族の様子を見ながらお声がけし、個別に対応する。その中で必要な方には税務課前の多目的室をご案内し、ご遺族の心が少しでも安らぐように対応する。



▲庁舎案内の様子

### トピックス

#### ●わたしノートについて

わたしノートは、自分らしく生きるための終活を知りたいことを目的として、記入事項を絞った町独自のエンディングノートです。エンディングノートとは、必要な情報や自分の思いをあらかじめ書いておくノートのことです。

## 個人情報情報は閲覧以外 利用するな

日本共産党議員団  
梶田 進 議員

武豊町はこれまで自衛隊員募集に利用される個人情報、閲覧による提供してきたが、2020年度は閲覧ではなく、当局が紙媒体で名簿の提供を行った。紙媒体で提供することは、個人情報利用停止権が行使できなくなるなどの問題点があり中止を求めた。

### 閲覧での問題点の有無は

**Q** これまでの対応で、不都合なことがあったのか。

**A** **総** これまでの対応で、不都合な指摘はなかった。

**Q** 不都合が指摘されていないのになぜ、紙媒体での提供を行ったのか。

**A** **総** 自衛官等募集対象者情報の紙媒体による情報提供を依頼されたためである。

### これまでの情報提供数は

**Q** これまでの閲覧による情報提供者数と、今年度の紙媒体による情報提供者数はどのようになっているか。

**A** **総** 過去3年間の閲覧による情報提供数は、18歳を迎える男性が対象で、平成29年度231人、平成30年度217人、令和元年度198人である。

今年度の紙媒体による情報提供数は、18歳を迎える男女合計472人、22歳を迎える男女合計522人である。

高校生・大学生の皆さん

## あなたの個人情報⇒自衛官募集へ



### 情報提供の公開は

**Q** 住民基本台帳による「閲覧」と「紙媒体等」で情報提供した場合の情報公開はどのようになるか。

**A** **総** 住民基本台帳による「閲覧」の場合は、法の規定により年1回以上、閲覧の申し出者、利用目的等閲覧の状況を公表することが定められていることから、規定に基づき、広報紙に「閲覧の申し出者」などを掲載します。

「紙媒体」で提供した場合、その提供情報について、公表しなければならない規定がない。



▲自衛官募集ポスター

**Q** 町条例には「紙媒体」で提供した場合は、公表の規定（義務）は無いが、情報が公表されなければ、条例に規定されている「利用停止請求権」が失われると考える。本町としてはどのように考えておられるか。

**A** **総** 募集対象者に送付される郵送物に、個人情報の取り扱いに対する不安を解消するため、取り扱いについて法的説明が記載されている。個人情報の取り扱いについては、今後も、より慎重を期すことが大切と考えており、「公表情報のあり方」について、調査研究していきたい。



### トピックス

#### ●自衛官募集事務について

自衛隊法第97条には「都道府県知事及び市町村長は自衛官等の募集に関する事務の一部を行う」とされています。自衛隊法施行令第120条には「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

総	総務部	福	健康福祉部	建	建設部
企	企画部	経	生活経済部	教	教育部